

グリーン調達指針

版 番	第4版
発 行	2003年10月6日
改 訂	2020年10月1日

浜松ホトニクス株式会社

- 目 次 -

浜松ホトニクス株式会社「環境基本方針」	1 頁
1 . 目的	2 頁
2 . 適用	2 頁
3 . 環境管理体制の整備	2 頁
4 . 納入部材への環境配慮	2 頁
5 . その他	3 頁

浜松ホトニクス株式会社

環境基本方針

- 理念 -

浜松ホトニクスは「光技術で社会に貢献する」企業として、環境、社会および経済との調和が最も重要な課題と認識し、地球と人とすべての生命が最適なバランスで共存する未来に向け、持続可能な社会の実現を目指します。

- 方針 -

- 1. 環境に優しい製品の提供**
ライフサイクルを通じて環境負荷低減に配慮した製品および環境改善に貢献する製品を開発、提供するとともに、製品含有化学物質管理に取り組みます。
- 2. 環境活動への取り組み**
事業活動・製品・サービスに影響を及ぼす環境へのリスクと機会を明らかにし、環境目標等を設定して、従業員一人ひとりが環境活動を推進します。
- 3. 環境保護・汚染の予防**
事業活動において、省エネルギー、地球温暖化の防止、廃棄物の削減、資源の有効利用、化学物質の適正管理、生物多様性保全、水資源の保全および環境汚染の予防に取り組みます。
- 4. 環境法規制等の順守**
国内外の法的要求事項、個別協定および自主的に受け入れを決めた要求事項を順守します。
- 5. 環境マネジメントシステムの継続的改善**
環境に与える影響を定期的に評価し、環境マネジメントシステムの継続的改善により環境パフォーマンスの向上に努めます。
- 6. 環境コミュニケーションの推進**
従業員の環境意識向上を図るとともに、環境情報を社内外に広く発信することにより、ステークホルダーとの友好的なコミュニケーションを推進します。

2017年4月1日

浜松ホトニクス株式会社
代表取締役社長 晝馬 明

晝馬明

1. 目的

本指針は、当社が「環境基本方針」に掲げる環境に配慮した製品づくりを進めるために「グリーン調達*」を推進し、環境負荷の少ない部品・材料、および包装・梱包材等を優先的に仕入れることを目的に、その基本的な要件を定めたものです。

お取引先様におかれましては、下記項目の推進に努めていただきますようお願い申し上げます。
(*グリーン調達：環境に配慮した活動を行っているお取引先様から環境に配慮された部品・材料や資材等を優先的に調達することをいいます)

2. 適用

本指針は、当社がお取引先様から納入していただきます当社製品（商品、OEM*品等を含む）を構成するすべての部品・材料（付属品等を含む）副資材（はんだ材、接着剤、充填材、洗浄剤等）および包装・梱包材（以下、総称して「納入部材」という）また納入部材の製造工程において使用する物質に適用します。

(*OEM: Original Equipment Manufacturing、完成品の委託生産品)

3. 環境管理体制の整備

当社は、次のような環境管理体制の構築および環境活動を推進しているお取引先様を優先的に採用します。

- (1) ISO14001 等の環境マネジメントシステムの構築
 - a) ISO14001 またはその他の環境マネジメントシステムの構築
 - b) 納入部材の含有・使用化学物質管理システムの構築
- (2) 環境保全活動への取り組み
 - a) 環境関連法規制遵守
 - b) 温室効果ガス排出量削減、廃棄物の削減、化学物質管理、水資源の保全・有効利用等の環境負荷低減活動
 - c) 納入部材の含有・使用化学物質調査活動
 - d) 従業員に対しての環境教育の実施

4. 納入部材への環境配慮

当社は、品質・信頼性、特性・機能、価格、納期、サービス、技術開発力などに加え、次のような環境負荷の低減に配慮されている納入部材を優先的に採用します。

- (1) 化学物質
 - a) 「納入部材の含有・使用 化学物質管理基準」に定める「禁止物質」や「制限物質（レベル1）」の非含有および製造工程で不使用の納入部材。
 - b) アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）「製品含有化学物質管理ガイドライン」が要求する品質保証体制を確立している納入部材。
- (2) 法規制等の遵守
 - a) 再生資源ならびにエネルギー等の環境法規制等に適合している納入部材。
 - b) 廃棄時において有害化学物質、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の発生が少ない納入部材。
 - c) 騒音、振動、悪臭等の発生が少ない納入部材。
- (3) 省エネルギー・省資源・リサイクル
 - a) 再生資源・部品の使用や小型化等により省資源化や省エネルギー化が図られている

納入部材。

b) リサイクル設計されている納入部材。

(4) 包装・梱包

a) 納入部材の包装材についても、省資源、リサイクル、減量および化学物質の含有量の削減等の環境負荷低減が図られている。

(5) 情報提供

a) 含有化学物質の環境情報が開示されている納入部材。

5. その他

本指針は、法規制や社会情勢の動向などにより改訂することがあります。

浜松ホトニクス株式会社

(作成：本部環境委員会)

【お問い合わせ先】

浜松ホトニクス株式会社 本部環境委員会 事務局

〒434-8601 静岡県浜松市浜北区平口 5000

e-mail : green-p@hq.hpkk.co.jp

Tel : 053-584-0268 Fax : 053-584-0276